



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 芦 森 工 業 株 式 会 社
本社所在地 大阪市西区北堀江 3 丁目 10 番 18 号
代表者名 取締役社長 瀬 野 三 郎
コード番号 3 5 2 6
上場取引所 東証（市場第一部）
問合せ先 総務部長 玉 井 修 一
(TEL 06 - 6533 -9250)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 115 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主の皆様へのサービスの拡充の観点から、会社法第 194 条に規定する单元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第 10 条（单元未満株式の買増請求）を新設し、これにともなう所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記条文の新設にともない、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(单元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について次に掲げる権利以外の権利の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有するか半奇数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新 設)	(单元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について次に掲げる権利以外の権利の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有するか半奇数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>4. 次条に規定する单元未満株式の買増請求をする権利</u>

<p>(新 設)</p> <p>第 10 条(株主名簿管理人)～第 33 条(配当金の除斥期間) (省 略)</p>	<p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p><u>第 10 条 单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を当会社に対して売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。但し、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</u></p> <p><u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 11 条(株主名簿管理人)～第 34 条(配当金の除斥期間) (現行のとおり)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) 【予定】

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) 【予定】

以 上